

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2022年度版

【第1版第1刷】正誤表

No.	頁	行等	(正)	(誤)
1	p 062	関連条項〔タイトル下の帯〕、【内容】1段落目1行目 【解説】1段落目1行目、2段落目②1行目、③2行目、3段落目1行目 ※合計6箇所	法第85条第6項	法第85条第5項
2	p 159	【内容】3段落目1行目(通し6行目)	大学、高等専門学校	大学、高 <u>な</u> ど専門学校
3	p 238	③5段落目2行目(通し21行目)	当該点からAO ₁ に	当該点からAO ₁ に
4	p 241	11行目、12行目	11行目 ロ～△ 12行目 自家発電設備を設ける部分、貯水槽を設ける部分及び宅配ボックスを設ける部分で、	11行目 ロ～△ 12行目 自家発電設備を設ける部分及び貯水槽を設ける部分で、
5	p 247	【解説】 本文2段落目2行目	令第135条の22	令第135条の20
6	p 249	項タイトル、本文1行目、4行目 ※合計3箇所	「第1種低層住居専用地域等」	「第1種低層住居専用地域 <u>など</u> 」
7	p 249	図2-6-7 タイトル下の解説文 ※合計2箇所	「第1種低層住居専用地域等内」	「第1種低層住居専用地域内」
8	p 250	関連条項〔タイトル下の帯〕	令第135条の22	令第135条の21
9	p 250	【内容】1段落目1行目	令第135条の22第1号	令第135条の21第1項第1号
10	p 299	関連条項〔タイトル下の帯〕、【内容】1段落目2行目 ※合計2箇所	令第135条の12第3項第2号	令第135条の12第1項第2号
11	p 300、301	関連条項〔タイトル下の帯〕、【内容】①、② ※合計3箇所	令第135条の12第3項第1号	令第135条の12第1項第1号